

第3次千葉県青少年総合プラン 平成30年度重点事業評価シートに対する委員意見一覧及び関係課回答

事業番号	施策番号	事業名	担当課	意見	担当課回答
1	I 1	① ちばっ子「学力向上」総合プラン	学習指導課	国語力の向上が全教科での学力向上につながるかと考える。効果的な方法を考えてほしい。	国語で培う言葉の力は、各教科学習の基礎となるものであり、国語力の向上が他教科の学力にかかわるところは大きいと考えております。効果的な方法としてはまず、学校図書館の活用があげられます。読書を通じて読む力をはぐむとともに、各教科においても学校図書館の資料を活用した調査・探求型の学習を行うことにより、学力の向上が見込まれます。また、国語科の学習と他教科の学習を関連させて「話す・聞く・読む・書く」力を育む効果的な取組について、学力向上に関わる事業を通じて推進してまいりたいと考えております。
				先生とは違う年齢の近い先輩(高校生)から学べることは小中学生にとって大切な時間であると思う。実践校が増えるよう、引き続き取り組みをお願いしたい。	本事業は小中学生はもちろんですが、教える側の高校生も大変有意義な学びとなる事業であり、今年度は高等学校の指定校を2校増やしました。今後も、高校生のキャリア教育の充実及び小中学生等の学ぶ意欲の向上のために本事業を推進してまいります。
7	I 1	① 消費者教育啓発事業	くらし安全推進課	携帯電話のアプリによる詐欺的商法に引かかる児童生徒の話聞く。その場合の対処の方法、相談機関を合わせて教えるべきではないか。	委員御指摘のとおり、悪質商法等については、その対処法とともに、相談機関についても周知を図ることが重要であり、その点を踏まえた消費者教育・啓発を推進していきます。
				デジタルコンテンツの安易なところからのトラブルも非常に多いかと思うが、契約の重要性についての教育等、学校においての消費者教育実施は重要な部分であるとする。それにともない、教職員が学ぶ事も増えていると思うので、外部人材や専門家との連携を整え上手に活用する方法を進めてほしいと思う。	委員御指摘のとおり、学校において実効ある消費者教育を実施していくためには、専門家や外部人材の活用も有効であり、消費者行政担当部署と教育機関との連携を強化し、教職員に対する研修や、消費者教育教材や外部人材等についての情報提供などを実施していきます。
11	I 1	① 道徳教育推進プロジェクト事業	学習指導課	いじめ防止にかかわる資料(特にSOSが出せるなどの積極的意味でのいじめに立ち向かう態度の育成に関するもの)の充実をお願いしたい。	県では、思いやりと相互理解を涵養する道徳教育映像教材を作成し、県内すべての公立学校に配付しています。道徳教育推進教師研修会等で、引き続き活用を促していきます。
				道徳教育は大切な部分なので、千葉県の重点事業として引き続き取り組みをお願いしたい。「命の大切さ」を知る事も含め、いじめ防止にも繋がる教育だと考える。そして大変かと思うが現場の先生方への研修等も重要になっていくところかと思う。	県では「道徳教育推進のための基本的な方針」を策定し、道徳性を高める実践的人間教育を推進するため、教育内容の重点化を図っています。今後、小・中・高等学校の道徳教育推進教師研修会の開催により、道徳教育の要としての道徳科、「道徳」を学ぶ時間の授業改善を図っていきます。
40	I 2	④ キャリア教育推進事業	生涯学習課	募集状況など地域により差が出てしまうところかと思うので、引き続き周知についての工夫・方法など、検討をお願いしたい。また、登録いただける企業を探すのも苦労している部分かと思われる。何か良い方法があればよいが、少しずつ増やしていくしかないのか。	千葉県夢チャレンジ体験スクールの募集については、各種広報や応募チラシで公式Twitterの存在を周知したり、送付文に応募チラシの活用方法の具体を明記したりして、各地域からの応募の増加に努めてまいります。「子ども参観日」キャンペーンについては、商工労働部と連携を図り、県内の中小企業・小規模事業所の情報収集及び教育CSRの周知を行い、登録を促し、登録企業数の増加に努めてまいります。

事業番号	施策番号	事業名	担当課	意見	担当課回答
43	I 2	④ 小・中・高等学校のキャリア教育総合推進事業	学習指導課	就職率が上がっているのにも関わらず、インターンシップ参加者が減っているのは何が原因と思われるか。	インターンシップの実施率の減少については、各学校でインターンシップ受入可能な企業リストと生徒の希望している職種や業種がマッチングしなかったことが原因の一つであると学校から報告を受けています。生徒が求めているインターンシップ先としての企業の精選が、今後求められると考えます。
51-1	II 3	⑤ 子ども・若者育成支援推進事業(協議会)	県民生活・文化課	ヤングケアラーの実態把握等も今後は必要になってくると思う。	ヤングケアラーについては、関係部局とも連携して対応を検討していく必要があると考えています。
51-2	II 3	⑤ 子ども・若者育成支援推進事業(相談センター)	県民生活・文化課	「ライトハウスちば」がよく努力していることは存じているが、千葉には多様なNPO法人が活躍している。それらをまとめる(連絡会のようなもの)は作れないか。	県内で子ども・若者への支援を展開する主なNPO法人については、県子ども・若者支援協議会へ加入いただいているところです。また、H30年度に改訂した「困難を有する子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック(セレクトシステム)」には、支援業務に役立つように、協議会に入っていない民間支援団体についても掲載しています。
55	II 3	⑥ 不登校対策推進校の指定	児童生徒課(教職員課)	教育機会確保法の趣旨に則り、フリースクール等との効果的連携にも目を向けるべきではないか。	フリースクール等とは、平成29年度より年に4回程度、情報交換の場を設け、連携を図っています。また、今年度はフリースクール等も参加してもらった上で、不登校児童生徒を対象とした相談会を開催する計画をしています。
				不登校の原因が学校・学級にある場合、他校への転校という手段は出来ないか。	不登校児童生徒、保護者と学校及び市町村教育委員会が協議し、転校等の措置をとられることもあります。
				不登校対策推進校に指定された125校はどのような理由・方法により選定したのか。	毎年、不登校児童生徒数、不登校率、不登校児童生徒への支援の取組等を検討し、関係各課と協議した上で学校を選定しています。
				不登校である生徒児童が不登校が解消しないまま中学生、高校生になるケースはあるか。ある場合、その進学した学校との連携はあるのか。	小・中学校在籍中に、不登校が解消できずに進学する場合はあります。しかし、情報交換などの連携をとることにより進学先の新しい環境で不登校が解消できたケースなどもあります。
56	II 3	⑥ 教育相談事業の充実	子どもと親のサポートセンター	「ライトハウスちば」などの相談窓口との切り分け、連携などはあるのか。	電話相談において、当センターの子供の対象が高校卒業年齢までのため、年齢的に対象外の場合に、ライトハウスちばを紹介しています。また、福祉関係の情報がほしいという相談者にも紹介をしています。また、ライトハウスちばから紹介されたということで、当センターの電話相談に相談がある場合もあります。(学校関係の相談等)
57	II 3	⑥ いじめ防止対策等推進事業	児童生徒課	「全てをひろいあげる」という方針は、最終的には好結果をもたらすものとする。	いじめ防止対策推進法に基づき、学校には法に基づき、初期段階のものも含め丁寧に法に基づいた認知を進め、学校組織で、解消に向けて対応するよう、研修等を通じて指導しているところです。いじめが深刻にならないよう、早期発見、早期対応に向け、各家庭で気になることがあれば、速やかに学校に連絡をする等、学校と家庭の連携を強化していくことが必要です。また、県教育委員会ではSOSの出し方に関する教育を推進しています。いじめだけでなく、子供が悩みがあるときは、御家族や学校の先生など、近くにいる信頼できる大人にSOSを出すよう、各家庭においても働きかけていただけるようお願いいたします。
				私自身、今年度日本PTA全国協議会で新たに設置された「いじめ防止対策委員会」に配属となった。すでに日本PTAでは「いじめ対策ハンドブック」という冊子を発刊しており、2019年版として改訂版が出たところ。PTA保護者としての立場からも何が出来るか、限られた時間の中ではあるが、全国各地の協議会会長と協議していきたいと思う。情報共有できる事などがあれば、宜しくお願いします。	

事業番号	施策番号	事業名	担当課	意見	担当課回答
61	II 3	⑥ ちば地域若者サポートステーション事業	雇用労働課	就労後、一定期間は勤務状況などのヒアリングを行い、円滑な継続就労をバックアップする必要はないか。	ちば地域若者サポートステーションでは、就職者に対し、定着・ステップアッププログラムにより継続した支援を実施しています。今後も個々の状況に応じた相談支援等によるバックアップに努めてまいります。
89	II 4	⑧ 青少年補導センター事業	県民生活・文化課	地道な活動だが、とても重要。関係する方々に敬意を表する。	引き続き、青少年を犯罪被害・非行・交通事故等から守るための「愛のひと声」運動を推進するとともに、地域の補導活動・環境浄化活動に対する理解を深められるよう努めてまいります。
92	II 4	⑧ 少年サポート活動	警)少年課	再犯率の増加については、保護処分の在り方と共に考案するよう、少年課から家裁に提案してほしい。	県警においては、再犯者率を抑止するための取組として、少年警察ボランティアや地域住民、関係機関と協働して、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」として社会奉仕活動や農業体験を推進しております。家庭裁判所とは、年1回、連絡協議会を開催し、意見交換等を行っており、再犯者率が増加傾向にある現状について、同協議会において情報共有を図っております。
101	II 4	⑨ 市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業	児童家庭課	児童虐待対策専門委員の活用が少ないのではないか。	アドバイザーの派遣については、市町村の要望に基づき、県から適任者を選出しているところです。アドバイザーの人材発掘のほか、各市町村に、本事業の活用をしてもらえよう周知をしていきます。
109	III 5	⑩ 青少年相談員設置事業	県民生活・文化課	それぞれの地域で色々な活動が行われているが、やはり、青少年の参加者を募る部分で苦労していると思われる。	青少年相談員活動の充実は青少年の参加数に大きく関わると承知しております。県内市町村において、青少年相談員が直接学校を訪問して参加者を募るなど工夫を凝らしているところもあります。学校や地域の行事との調整、家庭から安心して送り出せる安全面の配慮を踏まえ、より魅力的で参加したいと思えるイベントづくりを県内で情報共有してまいります。
				青少年相談員というネーミングを変更してはどうか。活動と合っていないと思う。	平成29年度に名称変更の調査を市町村連絡協議会対象に実施した結果、発足以来定着している名称であることから約80%が現状のままでの回答でした。また、平成30年度に実施した県内各市町村連絡協議会の会長等が参加した全体研修会において、今期の千葉県青少年相談員のあり方に関する提言として、名称を継続することが了承されました。
137	III 6	⑬ 青少年ネット被害防止対策事業	県民生活・文化課	レベル2, 3の件数を教えてほしい。	平成30年度は問題のある書き込みをした4,137人のうち、個人の詳細な個人情報を公開するなど、特に問題のあるとされた書き込みをした人数は、レベル2が304人、レベル3が1人でした。問題のある書き込みは、年度により増減があるものの、レベル2, 3に該当する特に問題のある書き込みは、平成25年度の875人をピークに26年度以降5年連続して減少しています。